を「二・二ギガヘルツ」に、「一ミリ秒」を「一〇〇マイクロ秒」に改め、同号ハ（六）を削り、同条第十三号ニ中「（一）及び（二）」を「いずれか」に改め、同号ニ（一）中「七五ギガヘルツ」を「九〇ギガヘルツ」に、「合成出力周波数帯域」を「出力周波数帯域」に、「超一〇キロヘルツ未満」を「以上一〇キロヘルツ以下」に改め、同号ニ（二）を次のように改める。

（二）　三・二ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下のいずれかの出力周波数帯域で、動作周波数とオフセット周波数の隔たりが一〇キロヘルツ超一〇〇キロヘルツ以下のいずれかの周波数帯域において、次に掲げる式により算定した値未満のもの

$$20\log_{10}\left[\frac{\text{メガヘルツで表した動作周波数}}{}\right]-206$$

第六条第十三号ホ中「最大合成出力周波数が七五ギガヘルツ」を「最大出力周波数が九〇ギガヘルツ」に改め、同条第十四号イ及びロ中「七五ギガヘルツ」を「九〇ギガヘルツ」に改め、同条第十七号ヘ（一）1中「二四五ナノメートル」を「一九三ナノメートル」に改め、同号ヘ（一）2中「九五」を「四五」に改め、同号ヘ（二）中「九五ナノメートル」を「四五ナノメートル」に改める。

第八条第九号中「有する電子組立品、モジュール若しくは集積回路」を「実現するための部分品」に、「レまでのいずれか又は」を「ツまでのいずれか」に改め、「又はこれらの部分品（暗号機能を実現するために設計した部分品に限る。）」を削り、同号ヲ中「すべて」を「全て」に改め、同号ヲ（一）中「既に公開又は市販されている」を「公開された又は商業用の」に改め、同号カ中「公開され、若しくは市販されている」を「公開された又は商業用の」に改め、同号ヨ中「第九号ロ又は第十号」を「ロ又は次号」に、「第九号イ」を「イ」に改め、「該当するもの」の下に「（該当することが貨物の製造者、販売者又は輸出者によって書面により確認できるものに限る。）」を加え、同号ヨ（二）中「手段」の下に「を用いること」を加え、同号に次のように加える。

ソ　ルーター、スイッチ又はリレーであって、情報システムのセキュリティ管理機能が装置の操作、管理又は保守に関する機能に限定されており、かつ、公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもの

ツ　汎用目的の計算機能を有する装置又はサーバーであって、情報システムのセキュリティ管理機能が次の（一）及び（二）に該当するもの

（一）　公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもの

（二）　次のいずれかに該当するもの

1　タに該当する中央演算処理装置において実現されているもの

2　オペレーティングシステム（第二十一条第一項第七号、第八号の二から第十号まで、第十五号又は第十七号のいずれかに該当するものを除く。）において実現されているもの

3　装置の操作、管理又は保守に限定されているもの

第八条第九号の二中「、電子組立品、モジュール又は集積回路」を「又は部分品」に、「これら」を「暗号機能有効化の手段」に改める。

第九条第一号イ（一）2の一中「三、八〇〇」を「三、八〇〇メートル毎秒」に改め、同号イ（一）3中「該当するもの」の下に「又はこれらの装置に使用するように設計した送受信音響アレー」を加え、同号イ（四）中「個々に動作する圧電性物質、磁歪性を有するもの、電歪性を有するもの又は電気力若しくは液圧力の要素を組み込んだ」を削り、「であって」の下に「、個々に動作する圧電性物質からなる素子又は磁歪性、電歪性、電気力若しくは液圧力を有する素子を組み込んだもののうち」を加え、同号イ（四）1及び2を次のように改める。

1　一〇キロヘルツ未満の周波数で使用することができるものであって、次のいずれかに該当するもの

一　デューティサイクルが一〇〇パーセントの状態で連続運転するように設計されていないものであって、自由音場における送波器の実効音響中心から基準距離にある主軸上の音圧レベルが次に掲げる式により算定した値を超えるもの

$$10\log\left[\frac{\text{ヘルツで表した一〇キロヘルツ未満の最大送波電圧感度}}{}\right]+169.77\ \text{デシベル}$$

二　デューティサイクルが一〇〇パーセントの状態で連続運転するように設計されたものであって、連続する自由音場における送波器の実効音響中心から基準距離にある主軸上の音圧レベルが次に掲げる式により算定した値を超えるもの

$$10\log\left[\frac{\text{ヘルツで表した一〇キロヘルツ未満の最大送波電圧感度}}{}\right]+159.77\ \text{デシベル}$$

2　削除

第九条第八号ロ（三）中「撮影速度が一〇ミリメートル毎マイクロ秒を超える」を「次のいずれかに該当する」に改め、同号ロ（三）に次のように加える。

1　機械式のものであって、撮影速度が一〇ミリメートル毎マイクロ秒を超えるもの

2　電子式のものであって、時間分解能が五〇ナノ秒未満のもの

第九条第九号イ（一）を次のように改める。

（一）　鏡面の形状を変化させることができるものであって、能動開口の口径が一〇ミリメートルを超えるもののうち、次のいずれかに該当するもの又はその部分品

1　機器の共振周波数が七五〇ヘルツ以上であって、二〇〇個を超える作動器を有するもの

2　レーザー損傷閾値が次のいずれかに該当するもの

一　持続波レーザー発振器を使用した場合に一平方センチメートル当たり一キロワットを超えるもの

二　パルス繰り返し周波数が二〇ヘルツで、パルス幅が二〇ナノ秒のレーザーパルスを使用した場合に一平方センチメートル当たり二ジュールを超えるもの

第九条第九号イ（四）を次のように改める。

（四）　ニ（二）1に該当する光の走査用の反射鏡ステージのために設計された反射鏡であって、平面度が六三・三ナノメートル以下のもののうち、次のいずれかに該当するもの

1　直径又は長軸の長さが一〇〇ミリメートル以上のもの

2　次の一及び二に該当するもの

一　直径又は長軸の長さが五〇ミリメートル超一〇〇ミリメートル未満のもの

二　レーザー損傷閾値が次のいずれかに該当するもの

イ　持続波レーザー発振器を使用した場合に一平方センチメートル当たり一〇キロワットを超えるもの

ロ　パルス繰り返し周波数が二〇ヘルツで、パルス幅が二〇ナノ秒のレーザーパルスを使用した場合に一平方センチメートル当たり二〇ジュールを超えるもの

第九条第九号ニ（二）を次のように改める。

（二）　光の走査、追尾若しくは安定化又は光共振器の調整を行うものであって、次のいずれかに該当するもの

1　直径又は長軸の長さが五〇ミリメートルを超える反射鏡を支えるように設計された光の走査用の反射鏡ステージであって、次の一から三までの全てに該当するもの又はそのために設計した電子制御装置

一　最大移動角距離がプラスマイナス二六ミリラジアン以上のもの

二　機器の共振周波数が五〇〇ヘルツ以上のもの

三　角精度が一〇マイクロラジアン以下のもの

2　光共振器の調整を行う装置であって、一〇〇ヘルツ以上の帯域幅及び一〇マイクロラジアン以下の精度を有するもの